

民間集会施設等へ 助成金を支給

民間集会施設等の平成30年度の改修工事や管理運営費用の一部を助成します。

【町会、自治会などが所有する集会施設または都営アパートなどに設置され自治会などが管理運営する集会施設で、一般に開放されているもの※都営アパートなどに設置されている集会施設は管理運営費用のみ助成】

【9月14日までに、所定の申請書に必要事項を明記し、直接、コミュニティ文化課集会施設係（東小金井駅開設記念会館内 ☎0422-3010660）へ】

平成29年度市民活動 団体リスト登録団体募集

市では、多くの人々や団体が結び、市民活動が一層活性化されるとともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるように、市民活動団体リストを作成しています。

平成29年度版として更新作業を行うに当たり、新規で掲載を希望する団体を募集します。

【登録用紙配布市民協働支援センター準備室、コミュニティ文化課（市役所第二庁舎4階）で配布するほか、同準備室ホームページ（http://blo.g.livedoor.jp/kyodo184）、「市ホームページ」からダウンロードできます】

【10月13日（必着）までに、登録用紙に必要事項を明記し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、同準備室（〒184-0004本町5-1-36-17 ☎042-385-7767 yodo@ion.ocn.ne.jp）へ】

第31回こがねいパレット 市民活動コーナー参加団体・グループ募集

市では、毎年男女共同参画を推進するため「こがねいパレット」を開催しています。今年度は世界中を旅する「グレートジャーニー」で有名な関野吉晴さんを講師に迎えて、開催します。

会場には、市内でさまざまな活動をしている団体・グループの活動内容を展示・発表・PRするコーナーを設けます。

【11月23日（祝）午後1時30分～3時45分】

【所市民会館・萌え木ホール】
【10月16日までに、電話、郵送、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室（〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224）へ】

南中学校テニスコート 夜間開放（後期）

南中学校の中庭テニスコート（ハードコート一面）を一般開放します。

【10月1日～平成30年3月31日の午後7時～9時（金曜・土曜日を除く）】

【市内在住・在勤の常時4人以上で活動するグループ（学生を除く）】

【他▽使用可能日は、調整したうえで、結果を9月22日までに代表者に連絡します▽申請書は生涯学習課（市役所第二庁舎7階）で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます】

【9月8日（必着）までに、申請書に必要事項を明記し、郵送または直接、生涯学習課スポーツ振興係（〒184-8504住所不要 ☎042-386-2462）へ】

【9月8日（必着）までに、申請書に必要事項を明記し、郵送または直接、生涯学習課スポーツ振興係（〒184-8504住所不要 ☎042-386-2462）へ】



文化財センター 学習室利用の一時中止

展示替えおよび市史編纂のため、次のとおり利用を一時中止します。

【期間9月1日（金）～10月31日（火）】

【31日（火）】
【生涯学習課文化財係（☎042-387-9807）へ】

消費税軽減税率制度説明会

事業者の方を対象として、平成31年10月1日に実施される消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

【9月25日（月）午前9時30分～11時、午後2時～3時30分】

【所市役所第二庁舎8階30会議室】
【定各回40人】
【9月15日までに、電話で武蔵野税務署法人課税第一部門（☎0422-531311 内線512・514）へ】

【市民税課諸税係（☎042-387-9820）】

多重債務110番

一人で悩まず、気軽にご相談ください。事前予約は不要です。

【9月4日（月）、5日（火）午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）】



【市内在住・在勤・在学の方】
【相談窓口消費生活相談室（市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999）】

【経済課消費生活係（☎042-387-9831）】



不審な料金請求メール には電話をかけたください

携帯電話へ不審な内容のメールが届いたとの相談が増加しています。

事例1

大手通販サイトのお客様相談室をかり、「有料動画閲覧履歴があり、未納料金が発生しております。本日中午に電話連絡がなければ法的手続きに移行します」と携帯電話にショートメッセージが届いた。不安になり、記載されていた電話番号

号にかけたところ、個人情報取得され、高額な料金を請求され、支払ってしまった。

事例2

事例1と同様のメールを受信した。記載のあった電話番号にかけてはいけないと思い、インターネットで検索し、見つけた民間と思われる消費生活センターに問い合わせた。担当者は「メールを送信した事業者は悪質なので放置してはいけません。当窓口は公安委員会に届出をしている探偵業者で、契約料は6万円だが、調査して解決する」と言われた。メールを送信した事業者に交渉すると勘違いをして、契約した。

その後、この探偵業者から契約書が郵送され、記入・押印し、返送しようとしたところ、業者の評判が悪いくらいに分かり、不安になった。

【アドバイス】
パソコンやスマートフォンで動画サイトを閲覧する機会が多いことから、事例のようなメールやショートメッセージを受け取ると不安になると考えられます。

しかし、業者は不特定多数の携帯電話番号あてに送信し、「法的手続きを取る」などと不安をあおり、お金を払わせる架空請求です。このようなメールなどに対して、絶対に連絡をとらないようにしましょう。

不安な場合は、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。



福祉の 「ひらびし」

「ご利用ください」
生活困窮者
自立相談窓口

経済的に困窮の方を対象に、支援員が相談者と共に必要な支援を考え、支援プランを作成するほか、家計管理や債務整理に関する相談支援も行っています。

また、離職等により住居を失うおそれのある方等には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

【相談窓口自立相談サポートセンター（本町5-1-36-17社会福祉協議会内 ☎042-386-10295）】

【地域福祉課生活福祉係（☎042-387-9840）】

【生活にお困りのときは生活保護制度】

病気やけが、さまざまな障がい等のために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。

生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。

一人で思い悩むより、早めにご相談ください。

【地域福祉課生活福祉係（☎042-387-9840）】

療法的音楽ボランティア養成講座ー音楽療法のお話とワークショップ

音楽療法を学び、音楽ボランティア活動を始めてみませんか。

【高年齢者、障がい児・者を対象とした音楽療法のお話とワークショップ、身体を動かす活動で学びます。】

【9月14日、28日、10月12日、19日いずれも木曜日午後2時～4時】

【所社会福祉協議会（本町5-1-36-17）】
【講藤本禮子さん（日本音楽療法学会認定音楽療法士）】

【市内在住・在勤・在学の方定40人（申込順）】

【9月1日から、電話または直接、小金井ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会内 ☎042-387-1001）へ】

ハローワーク立川 特別養護老人ホーム 就職面接会

【9月26日（火）午後0時50分から】

【特別養護老人ホームつきみの園（中町2-15-25）内つきみの園（介護職）の就職に関する職場見学・面接会持履歴書（写真添付）】

